

# 市川市クリーンセンター水質・灰搬出分析業務委託仕様書

この仕様書は、市川市(以下「委託者」という。)が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1 件名 市川市クリーンセンター水質・灰搬出分析業務委託

## 2 業務目的

### 2-1 水質分析

水質汚濁防止法に基づき、市川市クリーンセンターの放流水等の水質分析を実施することにより、法令基準の適合確認、また、施設の適切な維持管理に役立てることを目的とする。

### 2-2 放射性物質検査

本業務は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故による、市川市クリーンセンターにおける焼却灰等への影響を確認することを目的として、放射性物質の検査を受託者に委託するものである。

### 2-3 溶出試験

クリーンセンターにおける事業活動によって発生する焼却灰等の鉛、六価クロム、水銀溶出試験を速やかに実施し、法令基準に適合しているかの確認を行い、適正に処理することを目的とする。

3 委託場所 市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター

4 委託期間 令和8年4月20日～令和9年3月31日

## 5 業務内容

### 5-1 共通事項

#### (1) 試料採取

試料の採取は委託者が実施する。採取した試料は、直接委託者から受託者に引渡し、受託者が運搬するものとする。

#### (2) 費用負担

試料の運搬、報告書作成及び分析に使用する機材等は受託者において負担するものとする。

#### (3) 許認可事項

受託者は、「計量法」[平成4年法律第51号]第107条(旧法[昭和26年法律第2

07号]に係わる登録業者とし、本業務を的確に遂行できる実績のある業者とする。また、担当する者は、「計量法」第122条（旧法第160条）の登録を行っている環境計量士とする。

## 5-2 水質分析

市川市クリーンセンターの放流水、放流混合水、無機原水、有機原水、雨水について水質分析を実施する。特に指定のないものについては、JIS（日本産業規格）に定められた方法とする。

### (1) 事前準備等について

#### ①試料瓶

受託者は、採取日前日までに市川市クリーンセンターまで搬入すること。

#### ②検体引渡し

受託者は、採取日当日、市川市クリーンセンターまで受け取りに来ること。

### (2) 分析項目、調査月及び検体数

分析項目、調査月及び検体数は下表の通りとするが、異常値の検出、排水基準値の超過等の再調査により増加する場合がある。

調査場所	分析項目	調査月	検体数
放流水	BOD COD SS pH 大腸菌群数	毎月	1 検体
放流水	N-ヘキササン抽出物質 フェノール類 銅 亜鉛 溶解性鉄 溶解性マンガン 総クロム フッ素 ほう素 カドミウム シアン	5月、8月、11月、 2月	1 検体

	鉛 六価クロム ヒ素 総水銀※1 セレン アンモニア・アンモニウム化合物及び 亜硝酸・硝酸化合物 揮発性有機化合物 (VOC) ※2 全窒素 全りん		
	PCB	8月	1検体
放流混合水	COD 全窒素 全りん	毎月	1検体
無機原水	pH BOD COD SS	5月、8月、11月、 2月	1検体
有機原水	pH BOD COD SS	5月、8月、11月、 2月	1検体
雨水	pH BOD COD SS	5月、11月	1検体

※1 総水銀について報告（定量）下限値（0.0005mg/L）を超えたときは、依頼の有無にかかわらずアルキル水銀についても分析を実施すること。

※2 トリクロロエチレン      テトラクロロエチレン      四塩化炭素  
1,1,1-トリクロロエタン    1,1,2-トリクロロエタン    1,3-ジクロロプロペン  
ベンゼン                      ジクロロメタン      シス-1,2-ジクロロエチレン  
1,1-ジクロロエチレン      1,2-ジクロロエタン      の各測定値を報告すること。

なお、項目ごとの検体数は、上表のとおりとするが、異常値の検出、排水基準値の超過等の再調査により増加する場合がある。また、分析終了後の検体は原則として、計量証明書を送付後、1週間保冷し、保存すること。

### (3) 分析方法及び報告下限値

分析方法及び報告下限値は下表の通りとするが、他の方法等が望ましいとする場合は委託者の指示により他の方法を使用する。

分析項目	分析方法	報告下限値 (単位：mg/l)
カドミウム	JIS K 0102	0.003
シアン化合物	JIS K 0102 及び環境庁告示第59号付表1	0.1
鉛	JIS K 0102	0.01
六価クロム	JIS K 0102	0.005
ヒ素	JIS K 0102	0.01
総水銀	環境庁告示第59号付表2	0.0005
アルキル水銀	環境庁告示第59号付表3	0.0005
PCB	環境庁告示第59号付表4	0.0005
トリクロロエチレン	JIS K 0125	0.01
テトラクロロエチレン	JIS K 0125	0.01
ジクロロメタン	JIS K 0125	0.02
四塩化炭素	JIS K 0125	0.002
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125	0.004
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125	0.3
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125	0.006
1,3-ジクロロプロパン	JIS K 0125	0.002
ベンゼン	JIS K 0125	0.01
セレン	JIS K 0102	0.01
ほう素	JIS K 0102	0.1
フッ素	JIS K 0102	0.1
アンモニア・アンモニウム化合物及び亜硝酸・硝酸化合物	JIS K 0102	0.1

pH	JIS K 0102	0.1
BOD	JIS K 0102	0.5
COD	JIS K 0102	0.5
SS	環境庁告示第59号付表9	1
ホルマリン抽出物質	環境庁告示第64号付表4	1
フェノール類	JIS K 0102	0.05
銅	JIS K 0102	0.3
亜鉛	JIS K 0102	0.2
溶解性鉄	JIS K 0102	0.1
溶解性マンガン	JIS K 0102	0.1
総クロム	JIS K 0102	0.2
窒素	JIS K 0102	0.1
りん	JIS K 0102	0.1
大腸菌群数	厚生省建設省令第1号 別表1	0

### 5-3 放射性物質検査

本業務委託は、市川市クリーンセンターにおける焼却灰（主灰）、飛灰、その他委託者が指示する固体等の資料について、検査を実施するものとする。

#### (1) 検体引渡し

委託者が指定した日時に、受託者が直接引き取りに来るものとする。

#### (2) 検査項目及び検体数

検査項目、分析方法、検出下限値及び表示法については下記のとおりとする。なお、検出限界については合理的に判断するものとする。

試料名	検査項目	数量	実施予定
焼却灰 (主灰)	放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、137	12	毎月1回
飛灰	放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、137	12	毎月1回
破碎 不燃物残渣	放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、137	12	毎月1回
使用済石灰	放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、137	1	年1回 (11月を予定)

項目	分析方法	単位	検出下限値	表示法	
				有効数字	最小値
セシウム134	(環境省)放射能濃度等測定方法ガイドライン	Bq/kg	10から20程度	3	整数
セシウム137					

※放射性ヨウ素131については、セシウム134、137の分析方法に準じること。また、測定方法が改定された場合は、最新の測定方法とすること。

#### 5-4 溶出試験

本業務委託は、市川市クリーンセンターにおける焼却灰等の試料について、鉛溶出試験、六価クロム、総水銀溶出試験を実施するものとする。

##### (1) 検体引渡し

委託者が指定した日時に、受託者が直接引き取りに来るものとする。

##### (2) 検査項目及び検体数

検査項目、分析方法、検出下限値及び表示法については下記のとおりとする。なお、検出限界については、合理的に判断するものとする。

試料名	検査項目	数量	実施予定
飛灰	鉛溶出試験	12	毎月1回
	六価クロム溶出試験	12	毎月1回
	総水銀溶出試験	12	毎月1回

※上記試料名に記載の無い試料について、発注者の指示により検査を実施する場合がある。また、上記以外に検査の実施を指示する場合がある。

項目	分析方法	報告下限値	単位
鉛溶出試験	昭和48年環告第13号 JIS K 0102	0.01	mg/l
六価クロム溶出試験		0.15	mg/l
総水銀溶出試験		0.0005	mg/l

※分析方法及び報告下限値は表の通りとするが、他の方法等が望ましいとする場合は委託者の指示により他の方法を使用する。

## 6 検査結果の報告（報告書）

### 6-1 水質分析

受託者は、検体受領の日から14日以内に計量証明書の提出を行う。上記の期限内であっても緊急的に速報値の報告を要する場合には受託者は委託者に対して、速やかに報告すること。また、受託者は分析結果の速報値を監督職員にメール等にて送付すること。

濃度計量証明書（試験成績書）	2部
測定結果一覧表（測定結果・測定方法を含んだもの）	1部
測定分析時のバックデータ類（各項目ごと）	1部

### 6-2 放射性物質検査

受託者は、資料の引渡しを受けた日を含み、土曜日・日曜日、祝祭日及び休日を除き2日目の午後5時までに検査結果の速報を監督職員にメール等にて提出し、3日目の午後3時までに正式な報告書（押印したもの）を監督職員にメール等にて提出するものとする。また、正式な報告書については、4日目の午後4時までに委託者へ送致するものとする。

濃度計量証明書（試験成績書）	5部
測定結果一覧表（測定結果・測定方法を含んだもの）	1部
測定分析時のバックデータ類（各項目ごと）	1部

### 6-3 溶出試験

受託者は、資料の引渡しを受けた日を含み、土曜日、日曜日、祝祭日及び休日を除き4日目の午後4時30分までに検査結果の速報を監督職員にメール等にて提出するものとする。また、正式な報告書については、21日目の午後4時までに委託者へ送致するものとする。

濃度計量証明書（試験成績書）	2部
測定結果一覧表（測定結果・測定方法を含んだもの）	1部
測定分析時のバックデータ類（各項目ごと）	1部

## 7 提出書類

受託者は、業務の着手、実施、完了に当たって次の書類を提出すること。提出書類は、A4版とする。

- ① 業務計画書（実施体制、全体工程、作業計画書）

- ② 業務責任者通知書
- ③ 資格者名簿（技術者名簿）
- ④ 着手届
- ⑤ 計量証明書・分析野帳
- ⑥ 打合せ議事録（指示・協議事項の記録）
- ⑦ 業務日報（作業内容、作業時間、作業人員等を記載したもの）
- ⑧ 業務記録写真（日付が確認できるもの）
- ⑨ 完了届
- ⑩ その他指示によるもの

## 8 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も、同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、障害その他事故発生を未然に防止するよう努力すると共に労働基準法その他の関連法規を遵守し、円滑にこれを行わなければならない。  
また、自己損害などが生じた場合補償に要する費用は受託者の負担とする。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応は、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。